**グループ経営事項審査の結果に基づく申請を希望される方へ**

グループ経営事項審査（以下「グループ経審」という。）における結果に基づく競争参加資格審査の申請を希望される場合、以下のとおり審査を行います。

**１．グループ経審結果に基づく競争参加資格の申請の有資格者**

国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者の代表建設業者。

なお、既に令和５年度・６年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、その後グループ経審を受審した代表建設業者は、再度の競争参加資格審査の申請をすることができます。

**２．申請手続き**

グループ経審結果に基づく競争参加資格の申請を希望する方は、国土交通大臣が交付する企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写しと、グループ経審を受ける前の、グループを構成する各企業の総合評定値通知書等（以下「通知書」という。）を添付して申請して下さい。

なお、既に令和５年度・６年度における競争参加資格の等級決定を受けている方で、グループ経審により、再度の申請を希望する場合については、上記のものに加えて、別紙第１号の５様式「再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」とグループ経審を受ける前の、グループを構成する各企業の通知書を添付して再申請して下さい。この場合、同一グループ内の既に等級決定を受けている全ての建設業者について従前の等級決定は取り消すことになりますので、別紙第１号の６様式「等級決定取消申請書」を併せて提出して下さい。

**３．資格の有効期間**

令和５年４月１日から令和７年３月３１日までとなります（定期受付の場合）。

ただし、随時受付の場合は、資格を付与された日から令和７年３月３１日までとなります。

別紙第１号の５様式（第20関係）

（用紙Ａ４）

　　年　　月　　日

再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

東　海　財　務　局　長　　殿

（郵便番号）

電話番号

　建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に該当することとなったため、再度の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を希望します。

　当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者で現在、一般競争（指名競争）参加資格に登録している会社名等は、下記のとおりです。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会　　社　　名 | 代　表　者　名 | 住　　　　　所 | 建築業許可番号 |
|  |  |  |  |

別紙第１号の６様式（第20関係）

（用紙Ａ４）

　　年　　月　　日

等級決定取消申請書

東　海　財　務　局　長　　殿

（郵便番号）

電話番号

　建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に該当することとなったため、下記の一般競争（指名競争）参加資格の取消しを申請します。

記

１　資格決定通知書の交付年月日　　　年　　月　　日

２　資格決定通知書の番号　　　　 第　　　　　　　号